

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(契約締結前交付書面)

お取引にあたっては、本書面の内容をよくお読みください。

本書面は、お客様から tsumiki 証券株式会社（以下、「当社」といいます。）にお預けいただく金銭及び有価証券（※）について、その取引概要や販売会社である当社の概要及び、手数料等をご理解いただくため、金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定により提供するものです。

（※）社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取扱う振替投資信託受益権等を含んでいます。

○クーリング・オフの適用について

- ・この取引に関しましては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用対象とはなりませんので、ご注意ください。

○手数料など諸費用について

- ・有価証券や金銭のお預かり、これらの記帳について手数料はいただきません。
- ・他の金融機関へ有価証券を移管（振替）する場合には、銘柄ごと 1 回の移管につき 3,000 円（税込 3,300 円）の手数料をいただきます。

(金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要)

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

(当社の分別管理について)

当社では、法令に従ってお客様のお預り金に相当する金額を信託銀行に分別信託金として預託しております。

エポスカードにてつみたてされる場合や、エポスポイントによるお買付分について当社はお客様からあらかじめ資金をお預りしないため、いずれも分別管理の対象外としております。なお、お客様が投資信託をお引き出しされた際にエポスカードのつみたて代金のお引き落としが済んでいない場合、お引き落としを確認するまでの間、当社はお引き出しの代金をお預りし、分別管理の対象としております。

お客様がつみたて投資のお申込みをされた後、当社の破綻等によりお申込みいただいた買付が実施されなかったにもかかわらず、エポスカードのつみたて代金のお引き落としが行われた場合、エポスカード規約（tsumiki証券株式会社におけるエポスカード利用に関する特約を含みます。）に基づいて、株式会社エポスカードからお客様に対してつみたて代金の返金処理が実施されます。

お客様がポイント投資のお申込みをされた後、買付前に当社が破綻した場合には、お預りしたエポスポイントはお返しいたします。

(当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要)

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、総合取引口座を開設していただいたうえで、お客様から金銭又は有価証券の預託を受けております。当社では、投資信託の販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行っています。

(この契約の終了事由)

当社の総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・お客様から解約の通知があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

・やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(当社の概要及び本取引に関する連絡先)

商号等 tsumiki 証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 3071 号

本店所在地 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2

加入協会 日本証券業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

所在地 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1

第二証券会館

電話番号 0120-64-5005 受付時間：月～金 午前9時～午後5時

(祝日等を除く)

資本金 1 億円

主な事業 金融商品取引業

設立年月日 2018 年 2 月

連絡先 tsumiki 証券 お客様サポート

10 時-17 時 (土日祝日除く)

電話番号：0120-27-0101 または

e-mail: https://www.tsumiki-sec.com/scr-inquiry/inquiry_preload.do

金融商品取引について発生したトラブル等は、上記の「指定紛争解決機関」(ADR(注)機関)

における苦情処理・紛争解決の枠組みを利用することが可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注)ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民法上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続を言います。

2025 年 4 月